

提案書評価基準

1 評価事項

評価事項は、表1のとおりとする。

表1 評価事項

評価項目 ()配点	評価項目の着眼点		配点	採点	掛率	評価点
1. 業務実施体制 (25)	(1)業務経験・実績	業務規模、内容に照らし合わせ、相当の業務経験を有するか(過去10年間)	5		×1	
		横浜市優良工事施工会社表彰の実績を有するか(過去5年間)	5		×1	
		配置予定技術者の横浜市優良工事現場責任者表彰(表彰部門:土木・造園部門)の実績がある(過去5年間)	5		×1	
	(2)ワーク・ライフ・バランス等に関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)	1		×1/5	
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員301人未満の場合のみ加算)	1		×1/5	
		以下のうちいずれかの認定の取得 ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ③よこはまグッドバランス賞の認定の取得	1		×1/5	
		青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	1		×1/5	
		障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している	1		×1/5	
		(3)市内企業の活用	協力業者等が市内業者であるか	5		×1
	2. 課題に対する提案 (75)	(1)会場設営に関する工夫	提案に妥当性と実現性があり、創意工夫がなされているか	25		×5
(2)安全管理体制		提案に妥当性と実現性があり、創意工夫がなされているか	25		×5	
(3)サーキュラーエコノミーへの取組		提案に妥当性と実現性があり、創意工夫がなされているか	25		×5	
評価の合計(100点満点)						

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、次のように採点を行う。
 - ア 「業務経験・実績」は、2段階で採点を行う。
 - イ 「ワーク・ライフ・バランス等に関する取組」は、2段階で採点を行う。
 - ウ 「市内企業の活用」は、3段階で採点を行う。
 - エ 「課題に対する提案」は、5段階で採点を行う。
- (2) 評価点は、各評価項目の採点に、表1の掛率を乗じて算出する。
- (3) 「ワーク・ライフ・バランス等に関する取組」は、事務局が評価を行い、評価委員会で承認を行う。

なお、共同企業体の場合は、「ワーク・ライフ・バランス等に関する取組」については、1者以上の構成員が条件に当てはまることで、該当していることとする。
- (4) 各評価委員は、提案者ごとに採点を行う。評価点は評価委員1名につき100点満点とする。
- (5) 評価委員会に出席した評価委員の評価点の合計を当該提案者の評価結果とし、最上位を決定する。なお、「評価項目1を除くいずれかの項目で、最低点（0点）を付ける評価委員が1人以上いた場合には、その提案は失格とします。
- (6) 評価点について最上位の者が2人以上同点となった場合には、「提案内容等」の合計点数で再評価を行う。なお、再評価の合計点数も同点の場合は、評価委員会で採決し最上位を決定する。